

■ 条例対象小規模特別特定建築物に適用する建築物移動等円滑化基準

(政令第10条 条例第13条関係)

政令	条例
<p>第十条 法第十四条第一項の政令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準(次項に規定する特別特定建築物に係るものを除く。)は、次条から第二十五条までに定めるところによる。</p>	<p>第十三条 法第十四条第三項の規定により建築物移動等円滑化基準に条例で付加する必要な事項(条例対象小規模特別特定建築物に係るものを除く。)は、次条から第二十九条まで(第十八条第五項及び第九項、第二十四条第四項並びに第二十八条第二項を除く。)に定めるところによる。</p>
<p>2 法第十四条第三項の規定により地方公共団体が条例で同条第一項の建築の規模を床面積の合計五百平方メートル未満で定めた場合における床面積の合計が五百平方メートル未満の当該建築に係る特別特定建築物(公衆便所を除き、同条第三項の条例で定める特定建築物を含む。第二十六条において「条例対象小規模特別特定建築物」という。)についての法第十四条第一項の政令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準は、第二十条及び第二十六条に定めるところによる。</p>	<p>2 条例対象小規模特別特定建築物に係る法第十四条第三項の規定により建築物移動等円滑化基準に条例で付加する必要な事項は、令第十一条から第十三条まで、第十七条、第十八条、第二十一条及び第二十二条(令第二十四条及び第二十五条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に定めるところによるほか、次条から第十七条まで、第十八条(第三項、第七項及び第八項を除く。)、第二十二条、第二十三条、第二十四条第一項第二号(トを除く。)及び同項第三号並びに同条第四項、第二十五条、第二十六条、第二十八条並びに第二十九条に定めるところによる。</p>

[解説]

○従来のバリアフリー法では、大規模な建築物に対して基準適合を義務化することを前提としていたため、小規模の建築物を対象とした場合に建築主に過度な負担が生じることが想定され、地方公共団体での条例制定が進まない一因となっていた。

○このため、令和2年12月に地方公共団体がより柔軟に条例による規模引き下げを行うことができるよう、500㎡未満の建築物を対象とした場合に適用される移動等円滑化基準の見直しが行われたところ。

○これにより、500㎡未満の建築物における政令の移動等円滑化基準が緩和されることになりましたが、大阪府では、従来どおりの基準が引き続き適用されるよう条例で基準を付加している。